

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二五二）

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二五二）

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五三）

〔府 令〕

○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）

〔省 令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六二）

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働七八）

〔規 則〕

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委八）

○国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委四）

〔告 示〕

○天皇后陛下は宮城県へ、引き続き、那須御用邸へ行幸啓になる件（宮内庁九）

○型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件（総務二三九）
○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件（同一〇〇）
○戸籍法第百八条第一項の規定による指定に関する件（法務三一〇）
○在外教育施設の認定変更を承認した件（文部科学九二）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産九一七）
○日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（国土交通七二六）
○高速自動車国道に関する件（同七七七～七七九）

○不動産特定共同事業法施行規則第十七条第一項第三号の規定に基づく登録証明事業の登録をした件（同七三〇）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示（原子力規制委四）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の名を変更した件（中部地方整備局一二四）

〔人事異動〕

内閣 復興庁 法務省 防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係特殊法人等

平成二十五年国土地交通省共済組合の決算関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

省令

〇総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年七月九日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣臨時代理
国務大臣 田村 憲久

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第二十八号第四項を次のように改める。
4 国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

船 舶 の 区 分	装 置
総トン数一五〇トン以上の旅客船	航海情報記録装置
総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶（専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年七月一日以降に建造されたものに限る。）	航海情報記録装置
総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶（専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年六月三十日以前に建造されたものに限る。）	航海情報記録装置
船設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えていないもの	航海情報記録装置
船設備規程（昭和九年通信省令第六号）第百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置（電波を使用しないものに限る）を備えていないもの	簡易型航海情報記録装置

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第四十五条の三の五の見出し中「簡易型航海情報記録装置」を「航海情報記録装置等」に改め、同条中「を使用する」の下に「衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は「衛星位置指示無線標識は」を「もの」に改める。
（無線機器型式検定規則の一部改正）

第三条 無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表中	無線機器型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式
を	設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

別表第八号の表5の項中

無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器	無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器	海面において使用するもの	海面において使用するもの
1	2	1	2

附則

（施行期日）
1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の日前に建造された船舶（建造に着手されたものを含む。）であつて、同日前に船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた航海情報記録装置を備えているものの義務船舶局については、当該航海情報記録装置の設置が継続する限り、第一条の規定による改正後の施行規則第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
〇厚生労働省令第七十八号
厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年七月九日
厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令
厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十一条」を「第九条」に、「第十二条」を「第十条」に改める。
第三条第一項中「二十一人」を「二十人」に改める。
第四条の見出し中「並びに」の下に「会計企画官及び」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「会計企画官及び」を「首席官兼専門官」の下に「それぞれ」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。
11 会計企画官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
第十条及び第十一条を削る。
第二款中第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。
第十三条の二第一項中「指導課」を「地域医療計画課」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。
（国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官）
第十三条 医療経営支援課に、国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。
2 国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。
3 国立病院機構管理室に、室長を置く。

規則

○国家公安委員会規則第八号

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十六年七月九日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

第一条 次に掲げる国家公安委員会規則の規定中

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、から第八条まで又は第八条に改める。

一 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）第二条第四十六号

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第七條第四十六号

三 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）第四十六号

四 国家公安委員会関係自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）第一条第四十六号

五 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第三条第四十六号

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十六号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「から第八条まで」を、「第六条、第七條第二項から第八項まで又は第八条に改める。第十三条の二第十四号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）を実施するため、国際規制物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月九日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

国際規制物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五中注17の表中

Table with 2 columns and 2 rows. Column 1: 「」を. Column 2: 「」に. Row 1: 「」. Row 2: 「」.

改める。

附則

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（平成二十六年条約第八号）が日本国に効力を生ずる日から施行する。

告示

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、七月二十二日から同月二十八日まで、東日本大震災復興状況及び地方事情御視察のため宮城県へ、引き続き、那須御用邸へ行幸啓になる。

平成二十六年七月九日

宮内庁長官 風岡 典之

○総務省告示第二百二十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一條の五第一号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理

田村 憲久

第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

○総務省告示第二百四十号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理

田村 憲久

別表10(1)中「帯域幅が12.5kHzの帯域幅」を「帯域幅」に改め、同表10(2)を削り、同表10(3)①中「チャンネル幅が25kHzの帯域幅」及び「チャンネル幅が12.5kHzの帯域幅（1）SSBm」を削り、同(3)④中「帯域幅が10kHz」を「帯域幅が10kHz」に改め、「帯域幅」を削り、同(3)を同表10(2)とし、同表10(4)③から⑥まで及び⑦中「(3)③」を「(2)③」に改め、同(4)を同表10(3)とし、同表10(5)を同表10(4)とする。

○法務省告示第三百十号

戸籍法第百八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

平成二十六年七月九日

法務大臣 谷垣 禎一

島根県隠岐郡知夫村長

島根県隠岐郡西ノ島町長

島根県隠岐郡海士町長

○文部科学省告示第九十二号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成三年文部省告示第百二十号（在外教育施設の認定について）により認定したローマ日本人学校（小学部及び中学部）の位置、平成四年文部省告示第三十二号（在外教育施設を認定した件）により認定したペナン日本人学校（小学部及び中学部）の位置、イスタンブール日本人学校（小学部及び中学部）の位置及び設置者並びにバハレーン日本人学校（小学部及び中学部）の位置、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定したコロンボ日本人学校（小学部及び中学部）、クアラルンプール日本人学校（小学部及び中学部）、ブエノスアイレス日本人学校（小学部及び中学部）及びグアテマラ日本人学校（小学部及び中学部）の位置、サン・ホセ日本人学校（小学部及び中学部）の名称、位置及び設置者、ボゴタ日本人学校（小学部及び中学部）及びサンチャゴ日本人学校（小学部及び中学部）の位置、リオ・デ・ジャネイロ日本人学校（小学部及び中学部）の名称、位置及び設置者、マドリッド日本人学校（小学部及び中学部）、ブラハ日本人学校（小学部及び中学部）、ブラッセル日本人学校（小学部及び中学部）及びロンドン日本人学校（小学部及び中学部）の位置、